入　札　説　明　書

この入札説明書は、令和５年（2023年）７月１１日付け北海道留萌振興局告示第５６号に公告した一般競争入札（以下「入札」という）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

１　契約担当者等

契約担当者　　北海道留萌振興局長　　工　藤　　公　仁

２　入札に付する事項

（１）契約の目的の名称及び件数

道有林野産物の売払い　２物件

（２）入札物件明細書

物件の内容は次のとおりとする。

設計維持関係とは、造材事業で発生する維持関係の経費（施業道の不陸均し・集材路作設・林道等の除雪）のことであり、立木販売の設計に含まれているので、契約締結者は設計どおり事業を実施すること。

また、事業を実施するうえで、林道等及び施設等に損傷を与えた場合は、現状に回復すること。

物件番号	種　類	物件の所在	面　積	本　数	材　積	搬出期限	延納日数	設計維持	
								不陸均し	集材路作設
第1号	ﾄﾄﾞﾏﾂ主伐 ﾄﾄﾞﾏﾂ間伐	小平町字寧楽留萌管理区61.62林班	ha 12.96	本 5,156	㎥ 2.247.86	契約日の3年後の前日（主伐箇所については巻立期限を令和6年８月31日とする）	170日以内	m -	m -
第2号	ﾄﾄﾞﾏﾂ主伐 ﾄﾄﾞﾏﾂ間伐	小平町字寧楽留萌管理区62.63.65.66林班	ha 48.63	本 5,399	㎥ 3,950.43	契約日の3年後の前日（主伐箇所については巻立期限は令和6年８月31日とする）	180日以内	m -	m -

３　入札に参加する者に必要な資格

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和３年北海道告示713号に規定する林産物売払いの資格を有していること。

（３）道有林野産物の売払いの入札執行の日までの間に、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「競争入札参加資格指名停止事務処理要領の制定について」）第２第１項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（４）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（５）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の（２）の再審査結果の資格を有していること。

（６）北海道内に本店、支店、営業所を有すること。

なお、支店、営業所とは、常設の事務所を有し、会社名を示す看板が当該支店、事務所の入口等に設置され、職員が勤務し、机、いす、電話などの必要な備品類が備え付けられるなど、道との契約履行が可能な機能を有するものであること。

（７）中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づく事業協同組合については構成員と重複していないこと。

（８）北海道林業事業体登録実施要綱（平成24年8月27日施行）により、北海道林業事業体登録制度に登録していること。

４　入札参加資格審査申請書

（１）入札参加希望者は、道有林野産物売払一般競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

（２）提出期間

令和5年(2023年)7月11日（火）から令和5年(2023年)7月24日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで。

（３）提出場所

北海道留萌市住之江町２丁目１－２　北海道留萌振興局森林室　森林整備課

電話番号　0164-42-8462

（４）提出方法

持参することとするが、送付を希望する場合は申請期限の３日前までに上記提出場所に連絡のうえ送付することとし、連絡なく送付されたもの、ファクシミリは受け付けないものとする。

（５）その他

ア　資料作成に要する経費は、入札参加者の負担とする。

イ　提出された資料は、返却しない。

ウ　提出された資料は、他に使用しない。

エ　提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

５　入札参加資格の審査

入札に参加しようとする者が３に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和5年(2023年)8月1日（火）付け以降に発送する書面（道有林野産物売払一般競争入札参加資格審査結果通知書（以下「通知書」という。）により通知する。

６　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（１）入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）は、当該通知をした日の翌日から起算して5日（休日は除く。）以内に書面により入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道留萌市住之江町２丁目１－２　北海道留萌振興局森林室　森林整備課

（２）理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

７　契約条項を示す場所

北海道留萌市住之江町２丁目１－２　北海道留萌振興局森林室　森林整備課

電話番号　0164-42-8462

８　現場説明

（１）日時及び集合場所

令和5年(2023年)8月22日（火）　９時00分～

北海道留萌市住之江町２丁目１－２　留萌合同庁舎　来客用駐車場

（２）その他

入札参加者は、（１）の日時の前日までに現場説明への出席の有無を北海道留萌振興局森林室森林整備課、電話0164-42-8462に連絡すること。

９　物件売払位置図並びに物件売払箇所図及び物件内訳書等の交付に関する事項

（１）物件売払位置図並びに物件売払箇所図及び物件内訳書等は、通知書に添付する。

（２）物件内訳書等に関する問い合わせ先

北海道留萌市住之江町２丁目１－２　北海道留萌振興局森林室　森林整備課

電話番号　0164-42-8462

10　入札執行の場所及び日時

（１）入札場所

留萌市住之江町２丁目１－２　北海道留萌合同庁舎３F　入札室

（２）入札日時

令和５年(2023年)８月２９日（火）　10時00分

（３）その他

入札の執行に当たっては、北海道留萌振興局長により、競争入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提示すること。

11　郵便等又は電報による入札

（１）　郵便等による入札を認める。

この場合、二重の封筒を使用し、表に必ず「郵便入札」と朱書きし、内封筒には売払物件毎の入札書、外封筒には競争入札参加資格があることが確認された旨の「通知書」の写しを同封のうえ、入札前日（前日が土、日、祝日の場合はその前日）の午後５時までに到達するよう書留郵便をもって北海道留萌振興局森林室へ送付すること。（指定の日時までに到達しないものは無効とする。）

また、郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することはできない。

（２）電報による入札は認めない。

12　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

（２）契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

13　入札書記載金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分100に相当する金額を入札書に記載する。

14　物件の引渡時期及び場所

（１）引渡時期　代金納入の日から15日以内に引渡すものとする。

（２）引渡場所　現地又は書類による。

引渡しに立会いできない場合は、売払産物引渡通知書の引渡しをした日に産物の引渡しをし

たものとする。

15　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定に定めた予定価格以上で最高の価格をもって入札（有効な入札に限る）した者を落札者とする。

16　落札者と契約の締結を行わない場合

（１）落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者と契約の締結を行わない。

（２）契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。

この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

17　契約書作成の要否

契約書を作成する。

18　代金の納入

代金は北海道留萌振興局長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

19　代金の延納

契約金額（複数の物件を合併して契約した場合はその物件を含む）が150万円以上の場合で所定の担保の提供があったときは、2の⑵入札物件明細書に記載された日数以内の延納を認める。

20　延納利息

延納利息は、年利１．００パーセントとする。

21　再苦情申立て

（１） 非資格者に対する理由の説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から４日（休日を除く）以内に書面により再苦情の申立てを行うことがでる。

なお、書面は持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

（２） 再苦情に関する審議は、北海道入札監視委員会が行う。

（３） 書面の提出先及び再苦情の申立てに関する手続等の問い合わせ先は、次の場所とする。

北海道留萌市住之江町２丁目１－２　北海道留萌振興局森林室　森林整備課

22　その他

（１）　開札の時において、３の規定する資格を有しない者の行った入札、財務規則第154号各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）　入札に参加する者は、別紙の入札心得、契約書案、造材規準書及びその他関係法令の規定を承知すること。

（３）　この入札は、公開する。

（４）　初度の入札において、物件毎の応札者が１人の場合であっても、入札は執行する。

以上

注意事項

産物（立木）売払事業の着手にあたって

造材事業着手に係る集材路・土場の使用にあたっては、保安林の作業許可申請（集材路、土場等の支障木が発生する場合は保安林の伐採届出を含む）及び、土壌汚染対策法に係る土地の形質変更届を３０日前までに申請（届出）することが必要となります。

土場の位置・集材路の予定線形の確認及び支障木の現地調査を事業者と共に実施後、保安林等の作業許可申請（届出）書を作成しますが、事業に着手する３０日前までに申請（届出）を完了させるために、造材事業の着手にあたっては計画性をもった事前打合せが必要となります。

なお、支障木調査等は、留萌振興局森林室森林整備課が担当します。

林道等使用についての遵守事項

１．降雨時又は融雪時の林道等は地盤が軟弱で破損しやすいため、交通安全のうえから車両は、平常よりゆっくり運行し、積載その他の制限及び標識を守ってください。

２．林道等の側溝及び排水施設の呑口及び吐口、橋の上流又は下流の末木、枝条等は、災害の原因となるので事業の期間中及び終了時には十分注意し、これを除去してください。

３．使用期間中に林道等の災害が発生したときは、留萌振興局森林室に速やかに連絡してください。

４．林道等の法面及び路体への伐倒、突落し等は、林道等の崩壊の原因となりますのでこのようなことは行わないでください

５．林道上に素材等の積込みのため、クレーン車等を定置させると林道が破損するばかりでなく他車の通行の支障となりますので林道上には、定置させないでください。

６．集材路の取付けは、関係職員と十分打合せをして、安全視距離又は既設林道等の排水等に対して、慎重に配慮して施工してください。

７．林道の除雪を行う場合は関係職員と十分打合せをしてください。

８・林道等及び施設等に損傷を与えた場合は、原状に回復していただくことになりますので了知ください。

９．林道等は、森林の整備・管理上必要なものでありますので使用者全員が円滑に使用できるようお互いに協力してください。

エゾシカ対策に係る作業の休止について

１．エゾシカによる森林被害防止対策の一環として、狩猟者が入林することもありますので、造材事業者は原則として次の期間は作業を休止し入林は控えてください。

　１１月1日から狩猟期間終了までの土・日・祝日及び年末年始（12月29日～翌1月3日）

２．造材規準書の１－９を遵守すること。

留萌振興局森林室森林整備課